

ご確認ください

愛媛県最低賃金額が改正されました。

愛媛労働局

令和3年10月1日、愛媛県内すべての労働者に適用される愛媛県(地域別)最低賃金額が改正されました。愛媛県内の使用者は、労働者に対しこの最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりませんので、ご注意ください。

改正後の愛媛県最低賃金は

1時間 **821** 円です。


最低賃金額との比較にあたっては、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与・期末手当など)、時間外労働・休日労働・深夜労働に対する手当、精皆勤手当・通勤手当・家族手当は算入されません。また、愛媛県(地域別)最低賃金より高い特定(産業別)最低賃金が定められている業種の使用者は、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

最低賃金についてのご相談・お問い合わせは、愛媛労働局賃金室(089-935-5205)又は松山(089-917-5250)・新居浜(0897-37-0151)・今治(0898-32-4560)・八幡浜(0894-22-1750)・宇和島(0895-22-4655)の各労働基準監督署へどうぞ。

「業務改善助成金」のご利用を！
事業場内最低賃金を引き上げる場合の
助成制度があります。
詳しくは裏面をご覧ください。

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度 検索 

最低賃金に関する特設サイト
<http://pc.saiteichingin.info/>

愛媛県で適用する最低賃金一覧

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

この表を職場に掲示してください。

地域別最低賃金			
件名	発効年月日	最低賃金額 1時間	摘要
愛媛県最低賃金	令和3年 10月1日	円 821	県内すべての労働者に適用されます。 (特定最低賃金から適用を除外された産業又は業務には、この最低賃金が適用されます。)

特定最低賃金			
産業名	発効年月日	最低賃金額 1時間	摘要 (注1参照)
パルプ、紙製造業	令和2年 12月25日	円 924	適用除外 (1) 機械すき和紙製造業、手すき和紙製造業、内装用ライナー製造業、建材原紙製造業 (2) 手作業による梱包、レッテルはり、捺印、選別又は検査の業務に主として従事する者 (3) 炊事、湯茶の給仕、守衛又は雑役の業務に主として従事する者
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	令和2年 12月25日	円 930	適用除外 (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業 (2) バリ取り・溶接かす取り、洗浄、さび若しくは傷の防止のための塗装、検数、包装又は手作業による機械部品の組立ての業務に主として従事する者 (3) 中子の造型、卓上ボール盤による穴あけ又はプレスによる打抜き業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	令和2年 12月25日	円 895	適用除外 (1) 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業 (2) 手作業による検数、選別、包装、袋詰め、箱詰め又は洗浄の業務に主として従事する者 (3) 手作業により又は手工具若しくは小型手持電動工具を用いて行う磨き、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、曲げ又はバリ取りの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者
船舶製造・修理業、船用機関製造業	令和2年 12月25日	円 938	適用除外 (1) 小物類のサンダーがけ、断熱・防火材(木ぎ装を除く。)の取付け若しくは取外し、パイプ水圧試験の検査補助、パイプ・ゴムホース類の漏れの点検又は足場部材の整備の業務に主として従事する者 (2) 簡単な工具若しくは器具の修理又は消耗品の払出しの業務に主として従事する者
各種商品小売業	令和2年 12月25日	円 810	各種商品小売業とは、衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できないもの。 適用除外 倉庫番、レッテルはり、値札付け、包装又は袋詰め業務に主として従事する者

- (注) 1 特定最低賃金の適用を除外された産業又は業務には愛媛県最低賃金が適用されます。
 2 地域別最低賃金、特定最低賃金ともに、最低賃金額との比較にあたっては、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与・期末手当など)、時間外労働・休日労働・深夜労働に対する手当、精皆勤手当・通勤手当・家族手当は算入されません。
 3 派遣労働者については、派遣先の最低賃金が適用されます。

詳しくはこちらへお問い合わせください。 愛媛労働局 労働基準部 賃金室 089-935-5205
 松山労働基準監督署 089-917-5250 新居浜労働基準監督署 0897-37-0151
 今治労働基準監督署 0898-32-4560 八幡浜労働基準監督署 0894-22-1750
 宇和島労働基準監督署 0895-22-4655

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金に関する特設サイト
<http://pc.saiteichingin.info/>

業務改善助成金

中小企業の生産性向上を支援します

事業場内の最低賃金を20円以上上げ、生産性向上のための設備投資など(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)を行った場合に、その費用の一部を助成します。

2021年度交付申請手続きの締切は **令和4年1月31日(月)**です。



詳しくは厚生労働省HPをご参照下さい。助成金の活用事例も掲載しています！

事業場内最低賃金の 引上げ額	引き上げる労働者数	助成の上限額	助成率	助成対象事業場
20円コース	1人	20万円	4/5 生産性要件を満たした 場合は 9/10	以下の2つの要件を満たす 事業場 事業場内最低賃金と地 域別最低賃金の差額が 30円以内 事業場規模100人以 下の事業場
	2~3人	30万円		
	4~6人	50万円		
	7人以上	70万円		
	10人以上	80万円		
30円コース	1人	30万円		
	2~3人	50万円		
	4~6人	70万円		
	7人以上	100万円		
	10人以上	120万円		
(新設) 45円コース	1人	45万円		
	2~3人	70万円		
	4~6人	100万円		
	7人以上	150万円		
	10人以上	180万円		
60円コース	1人	60万円		
	2~3人	90万円		
	4~6人	150万円		
	7人以上	230万円		
	10人以上	300万円		
90円コース	1人	90万円		
	2~3人	150万円		
	4~6人	270万円		
	7人以上	450万円		
	10人以上	600万円		

令和3年8月から

**新型コロナウイルス感染症の影響によ
り、制度の内容が拡充されました！**

ポイント

- 45円コースを新設
- 年度内に2回目の申請が可能
- 上限加算の対象人数を10人まで拡大
(はコロナ禍により売上等が一定減少した事
業主又は事業場内最低賃金900円未満の事
業場に限り)
- 助成対象に、PC、スマホ、タブレッ
トの他、貨物自動車なども生産性向上の
効果が認められる場合は対象
(はコロナ禍により売上等が一定減少し、か
つ引き上げ額30円以上の場合に限り)

お問い合わせ・申請先

一般的なお問い合わせは**業務改善助成金コールセンター**までお願いします！

TEL 03-6388-6155 (受付時間 平日8:30~17:15)

【申請窓口】 **愛媛労働局雇用環境・均等室**

TEL089(935)5222 松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎6階

就業規則の作成方法、賃金規定の見直しなど、働き方改革に関する幅広いご相談はこちらへ

どうぞお気軽に
ご相談ください。

【愛媛働き方改革推進支援センター】

住 所：松山市大手町2丁目5-7 別館1階

電 話：0120-005-262 (通話無料)

受付時間：9:00~17:00 (土・日・祝日、12/29~1/3を除く)

E-mail : hataraki1@csc-ehime.jp

* ご希望に応じて、専門家が直接企業に訪問することも可能です。

* 出張相談会・セミナーも開催していますのでご活用ください。